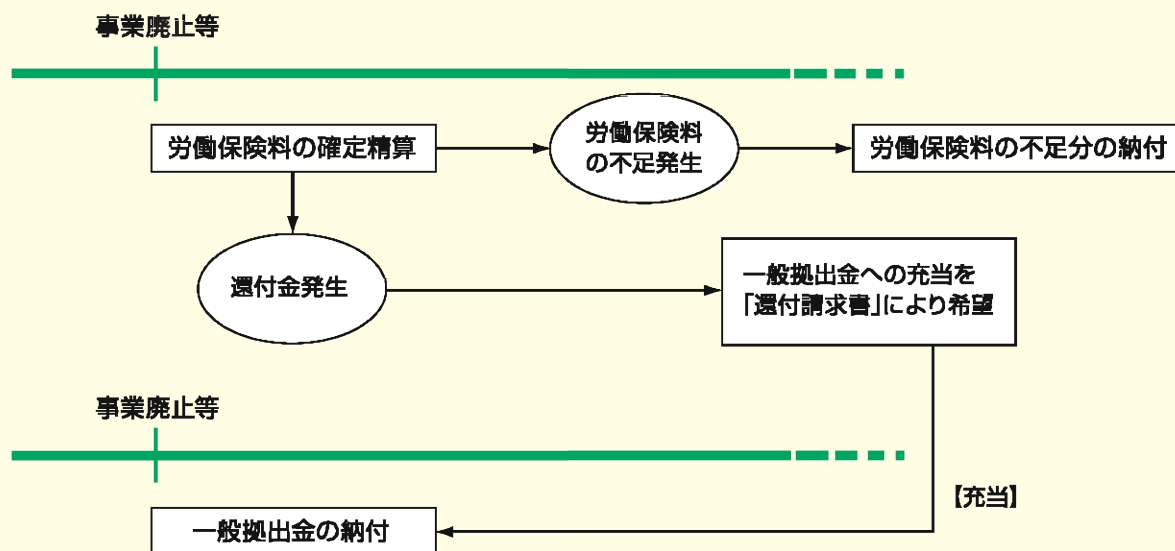


6 事業廃止等 年度途中の算定基礎額により申告・納付します

平成19年度の年度更新時に一般拠出金を納付した後、年度途中において事業を廃止等した場合、平成19年度の労働保険の確定保険料の精算手続と併せて、事業主が廃止等の時点までの間に労働者へ支払った賃金総額を基に一般拠出金の納付手続を行っていただくことになります。

なお、労働保険料の確定精算により還付金が発生している場合、「還付請求書」の提出時に一般拠出金への充当を希望することによって一般拠出金の納付を行うこともできます。



7 事務組合の皆様へ 一般拠出金の事務処理について行うこととなります

労働保険事務組合は、労働保険料に併せて一般拠出金の事務処理についても行うこととなります。したがって、平成19年度年度更新からは委託事業主の労働保険料に併せて一般拠出金も申告・納付することとなります。

なお、現在、労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の皆様は、このまま、一般拠出金の事務処理についても委託することとなり、新たに労働局に対する事務手続は必要としません。

○ 口座振替を実施している事務組合の皆様へ

現在、労働保険料の納付について、口座振替制度を利用している場合は、そのまま、一般拠出金についても口座振替を行うこととなります。そのためには、引き落とし日迄に、口座振替用口座に労働保険料と一般拠出金の全額を入金しておく必要があります。

なお、一般拠出金の口座振替について、新たな事務手続は必要としません。

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族(労災補償等の対象とならない方に限る。)に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

○ 救済に関するお問合せ先(ホームページ等)は以下のとおりです

・独立行政法人 環境再生保全機構
フリーダイヤル 0120-389-931

<http://www.erca.go.jp>

・環境省 地方環境事務所

<http://www.env.go.jp/region/>